

## 北区スポーツ・レクリエーション活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市北区（以下、「北区」という。）における区民の体力の向上及び健康増進を図るため、区民が参加するスポーツ・レクリエーション活動に対し、活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象及び助成金額等の決定)

第2条 助成金の交付対象は、次の各号に掲げる事業（以下「助成対象事業」という。）で、神戸市北区長（以下、「区長」という。）が特に必要と認めたものとする。

- (1) あじさいロードレース大会
- (2) 北区長旗争奪軟式少年野球大会
- (3) 北区小学生ふれあいドッジボール大会
- (4) 北区ふれあいソフトボール大会
- (5) 北区長杯野球大会（成人）
- (6) 北区長杯少年剣道錬成大会
- (7) 北区ラグビーフェスティバル
- (8) 北区バドミントン大会
- (9) 北区ふれあいバドミントン大会
- (10) 北区家庭バレーボール大会
- (11) 北区中学陸上競技対校選手権大会
- (12) 北区ソフトテニス大会

2 区長は、前項の助成対象事業の実施に要する経費の一部を助成するものとし、当該助成対象事業に関して北区が計上している予算の範囲内において助成金額等を決定する。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として助成対象事業を開始する概ね 30 日前に助成金交付申請書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 区長は、交付申請書類等の内容を審査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

2 区長は、交付決定を行う場合において、当該助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

3 区長は、助成金の予定額及びこれに附した条件を、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

(助成対象事業の内容等の変更)

第5条 前条第3項の通知を受けた者（以下「助成対象事業者」という。）は、助成対象事業の内容等を変更するときは、速やかに助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）により区長に届出し、その承認を受けなければならない。ただし、区長が軽微と認めるものについては、この限りではない。

(助成対象事業の状況報告)

第6条 助成対象事業者は、助成対象事業終了前においても区長から助成対象事業の遂行及び収支の状況の報告を求められたときは、遅滞なく必要な書類を添付して報告しなければならない。

(是正命令)

第7条 区長は、助成対象事業が適切に遂行されていないと認めるときは、助成対象事業者に対し、当該助成対象事業を適切に遂行することを求めることができる。

(助成金の額の確定)

第8条 助成対象事業者は、助成対象事業終了後速やかに、助成対象事業の助成事業実績報告書(様式第6号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の報告内容を審査して、助成金の金額を確定し助成金交付確定通知書(様式第7号)により助成金の確定額を助成対象事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成対象事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、助成金請求書(様式第8号)により助成金の交付を区長に請求することができる。口座名義が様式第1号助成金交付申請書代表者と異なる口座への振込となる場合は、助成金受領委任状を提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求に基づき、助成金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、助成金額の確定前に助成金の交付を必要とする特段の事情があると認めるときは、助成金額の確定前に助成金を交付することができる。この場合、助成対象事業者は助成金額の確定前に交付が必要な理由を助成金概算払交付請求書(様式第9号)にて区長に提出しなければならない。

4 第3項の規定により交付を受けた助成金額が、前条第2項の規定による助成金の確定額を超える場合は、当該助成対象事業者は、当該差額を区長が定める期限までに返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 区長は、助成対象事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があったとき。

(2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定に附した条件に違反したとき。

(4) 第6条の規定にある報告を行わず、又は第7条の規定にある是正措置を行わなかったとき。

(5) 全各号に掲げるものの外、この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の経理)

第11条 助成対象事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、その経理を助成対象事業者の他の経理と明確に区分しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の帳簿及び助成対象事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を助成金の交付を受けた年度の末日から5年間保存しなければならない。

3 区長は前2項の助成対象事業に係る帳簿、伝票類等を調査することができる。

(事情の変更)

第12条 区長は、交付決定後に気象条件等による助成対象事業の中止や天災地変、その他特別の事情が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

2 前項の場合においても、準備等に掛かった費用については助成対象とすることができる。この場合、助成対象事業者は第8条第1項に基づき区長に必要書類を提出すること。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、区長が別に定める。

2 助成対象事業者は、区長が必要と認めた場合、必要書類を区長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。